

マイナンバーカードを利用した 証明書等のコンビニ交付サービスが始まります



4月28日(金)から、マイナンバーカードを使い、全国のコンビニに設置されているマルチコピー機から、住民票の写し、印鑑登録証明書を取得できるようになります。

また、7月28日(金)からは各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写しも取得できるようになります。

●利用に必要なもの

マイナンバーカード

※利用者証明用電子証明の暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。

●利用時間

午前6時30分～午後11時

※年末年始(12月29日～1月3日)および保守点検日(不定期)を除く

●利用できるコンビニ

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、ミニストップ

●コンビニで取得できる証明書

交付開始日	証明書の種類
4月28日(金)	住民票の写し
	印鑑登録証明書
7月28日(金)	所得(課税)証明書
	納税証明書(車検用除く)
	資産証明書
	戸籍(全部・個人)事項証明書
	戸籍の附票の写し

注意事項

- ・個人番号入りの住民票の写しは発行できません。
- ・支援措置を受けている方や成年被後見人の方など、証明書の発行制限の申請をされている方はご利用できません。
- ・暗証番号を連続で3回間違えると、サービスを利用できなくなります。この場合、役場町民税務課または各総合事務所窓口で暗証番号の再設定が必要となります。
- ・偽造防止処理のため、証明書の印刷には2分以上かかる場合がありますが、その場を離れずお待ちください。

自動交付機は平成30年3月末でサービスを終了します。

コンビニ交付サービスの開始に伴い、役場本庁、各総合事務所に設置してある自動交付機は、平成30年3月をもってサービスを終了します。これにより、たんなんカードで証明書等を取得することができなくなりますので、マイナンバーカードへの切り替えをご検討ください。なお、たんなんカードは窓口交付時のみ印鑑登録証として引き続きご利用いただけます。

また、住民基本台帳カードについては平成30年4月からコンビニ交付サービスに対応する予定です。

	マイナンバーカード	住民基本台帳カード	たんなんカード
コンビニ交付サービス	利用可	平成30年4月から利用可	利用不可
自動交付機	平成30年3月まで 利用可	平成30年3月まで 利用可	平成30年3月まで 利用可

問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015